

## 盛岡市と株式会社バイタルネットとの健康増進に関する連携協定書

盛岡市（以下「甲」という。）及び株式会社バイタルネット（以下「乙」という。）は、盛岡市民（以下「市民」という。）の健康増進に関して相互に協力が可能な事業を推進するため、次のように協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が相互連携と協働による活動の推進及び協力をを行い、市民の健康増進の総合的な推進に向けた取組の実施や生活習慣及び社会環境の改善を通じて、子どもから高齢者までが共に支え合いながら希望や生きがいを持ち、ライフステージ（乳幼児期、青壮年期、高齢期等の人の生涯における各段階）に応じて、健やかで心豊かに生活できる活力ある社会を実現し、その結果、社会保障制度が持続可能なものとなるよう健康寿命の延伸を図ることを目的とする。

### （連携・協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について、連携及び協力するものとする。

- (1) 健康づくりに関するこ。
- (2) 生活習慣病予防に関するこ。
- (3) がん対策に関するこ。
- (4) 感染症対策に関するこ。
- (5) 難病に関するこ。
- (6) その他の健康増進・重症化予防に関するこ。

### （個別の協議）

第3条 甲及び乙は、前条に掲げる事項に関し、連携・協力により事業を推進することについて合意したときは、具体的な内容、実施方法、役割分担、経費負担等について、その都度双方の事業担当部署を通じ、協議して定めるものとする。

### （秘密の保持）

第4条 甲及び乙は、この協定に基づく連携により知り得た秘密を第三者に漏らし、又はこの協定の目的以外に利用してはならないものとする。この協定が終了した後においても、同様とする。

### （有効期間）

第5条 この協定の有効期間は、締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし、有効期間の満了日の1か月前までに、甲又は乙から書面による別段の意思表示がないときは、更に1年間延長するものとし、その後も同様とする。

### （その他）

第6条 この協定に定める事項について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項について必要があるときは、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が署名の上、各自その1通を保有する。

令和6年1月24日

（甲）

岩手県盛岡市内丸12番2号  
盛岡市

盛岡市長

内館茂

（乙）

岩手県紫波郡矢巾町流通センター南3丁目1-12  
株式会社バイタルネット 盛岡支店

盛岡支店 支店長

鶴田剛